

相生市次世代育成支援  
後期行動計画

平成22年3月

兵庫県相生市

# はじめに

平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示され、今後も一層少子化が進行すると、予測されています。それにより、社会保障や社会経済全体に深刻な影響を与えることが予想されるだけでなく、子どもたちが健やかに育つ環境を形成する上で、多くの課題を抱えています。



こうした流れを変えるため、相生市では、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されたことを受け、平成17年3月に「相生市次世代育成支援行動計画」を策定し、各種施策を展開してきましたが、平成21年度をもって計画期間が満了となりました。

そこで、社会環境の急激な変化に対応し、子ども自身の心身を育み、家庭に対する子育て支援を行うとともに、社会全体で地域の子どもや子育て家庭を支援する体制づくりを行うことを目的として「相生市次世代育成支援後期行動計画」を新たに策定しました。

これまでの取り組みをさらに広げながら、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子どもがのびのびと健やかに育つことのできるまちづくりをめざし、各種子育て支援施策の実施に努めてまいります。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、アンケート等の調査にご協力をいただいた市民の皆様、貴重なご意見をいただきました相生市次世代育成支援行動計画策定委員会の委員の皆様、並びに、ご協力をいただきました関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成22年3月

相生市長 **谷口 芳紀**

# 目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
第2章 本市における現状.....	4
1 人口等の現状.....	4
2 ニーズ調査結果からみる状況.....	10
3 前期計画における現状と課題の整理.....	14
第3章 基本理念と基本目標.....	34
1 計画の基本理念.....	34
2 計画の基本目標.....	34
3 計画の体系.....	37
第4章 施策の展開.....	38
1 地域における子育て支援の推進.....	38
2 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	47
3 母親や乳幼児などの健康確保と増進.....	50
4 子どもにやさしい環境整備の充実.....	54
5 教育環境の整備と健全育成の充実.....	57
6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実.....	62
第5章 計画の推進.....	66
1 庁内推進体制の整備.....	66
2 関係機関等との連携・協働.....	66
3 計画の進行管理.....	66
4 計画の目標事業量（特定事業）.....	67
資 料.....	68
相生市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱.....	68
相生市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿.....	69
相生市次世代育成支援後期行動計画策定経過.....	70
ニーズ調査結果概要版.....	71

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

少子化の流れを変えるため、平成 15 年 7 月に次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方自治体、事業主、家庭による次世代育成支援対策への取り組みが行われてきました。

それを受け、本市においても、平成 17 年 3 月に「相生市次世代育成支援行動計画（以下、前期計画）」を策定し、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるために社会全体での取り組みを推進してきました。

しかしながら、我が国では平成 17 年に人口動態の統計を取り始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数及び合計特殊出生率が過去最低を記録するなど、少子化に歯止めがかからず、今後も進行していくと予測されています。

次世代育成支援行動計画は 5 年を 1 期とした 10 か年計画であり、平成 17 年度から平成 21 年度までの計画期間である前期計画が終了となりました。そこで、前期計画を見直すとともに、近年の国の動向や子どもや子育て家庭を取り巻く状況、市民のニーズを踏まえ、「相生市次世代育成支援後期行動計画（以下、本計画）」を新たに策定し、今後を見据えた新しい計画の実現に向けて取り組んでいきます。

## 2 計画の性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画です。また、「相生市総合計画」を上位計画と位置づけ、「健康あいおい 21 計画」や「相生市障害者基本計画」などの関連計画との整合性を図るものとします。そして、本計画では少子社会に的確に対応するため、妊娠期や乳幼児期、思春期といった各ライフステージに対応するとともに、子どもや子育てにかかわるすべての人に対する総合的な次世代育成支援について、本市がめざす方向性を示しています。

### 3 計画の期間

本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の計画期間とします。

平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
前期計画期間									
				見直し	本計画（後期計画）期間				

### 4 計画の策定体制

次世代育成支援対策を推進するためには、行政、事業所、市民が一体となった取り組みを行うことが求められています。そのため、計画の策定段階より、関係機関や団体、市民との連携を図り、多くの議論のもとに策定作業を進めてきました。

また、市民へのニーズ調査や関係者へのヒアリング調査の実施、パブリックコメントの実施など、幅広い市民の意見を反映した計画づくりを行いました。

#### (1) 策定委員会の開催

計画を検討する場として、保健・医療・教育・福祉等の代表者や保護者、地域団体の代表、学識経験者などで構成する「相生市次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置し、計画の審議・検討を行いました。

#### (2) 推進協議会の開催

本市における次世代育成支援対策の推進に関し、必要となる措置について協議することを目的に設置された「相生市次世代育成支援対策推進協議会」において、計画の審議・検討を行いました。

#### (3) 庁内検討会議の開催

子育て施策を担当する部課が連携を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくり、地域ぐるみで子育てを支えるシステムづくりを推進することを目的に設置された「子育て支援庁内連絡会議」において、計画の取り組み状況の整理・検討を行いました。

#### (4) ニーズ調査の実施

平成 22 年 3 月に前期計画の計画期間が終了するため、市民の子育て支援に関する生活実態や意見・要望などを把握し、新たな「計画」を策定するため、平成 21 年 3 月 9 日から平成 21 年 3 月 25 日までの期間でニーズ調査を実施しました。

##### 調査の種類と対象者

調査の種類	対象者
就学前児童調査	相生市在住の就学前児童を持つ保護者を対象
就学児童調査	相生市在住の就学児童を持つ保護者を対象

##### 配布数・回収数・回収率

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	500	282	56.4%
就学児童調査	500	269	53.8%

#### (5) 関係者等へのヒアリング調査の実施

ニーズ調査において十分な把握が難しかった点について、関係者や団体へヒアリング調査を実施し、補足的に計画へ反映しました。